



令和3年第1回総会
会議録

期 日 令和3年1月28日

場 所 枕崎市妙見センター

枕崎市農業委員会

令和3年第1回枕崎市農業委員会総会 会期・議事日程及び会議日程

1. 会 期 1 日 令和3年1月28日（木）

2. 議事日程

日程番号	議案番号	件 名
1		会期について
2	1	農用地利用集積計画の一部を取り消す同意について
3	2	農地法第3条許可申請について
4	3	農地法第5条許可申請について
5	4	農用地利用集積計画の調整について
6	5	農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について
7	6	農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について

3. 会議日程

月 日	時 間	内 容
1月28日	午前9時30分	1. 開 会
		2. 会議録署名委員の指名
		3. 開 議
		4. 会期について 日程第1号
		5. 議案上程 日程第2号～日程第7号
		6. 提案理由の説明, 質疑
		7. 討論, 表決
		8. 閉 会
		9. 全員協議会

本日の出席委員は次のとおり

役職名	議席番号	委員氏名	委員・推進委員別
会長	1番	天 達 範 隆	農業委員
	2番	原 田 克 子	農業委員
	3番	水 野 正 子	農業委員
	4番	篠 原 正	農業委員
	5番	今給黎 龍 浪	農業委員
	6番	白 澤 千恵子	農業委員
	7番	眞 茅 文 男	農業委員
	8番	依積田 広 昭	農業委員
	9番	楠 義 文	農業委員
会長代理	10番	畑 野 真 人	農業委員
	11番	中 原 敬 彦	農地利用最適化推進委員
	12番	依積田 正 康	農地利用最適化推進委員
	13番	有 村 貞 雄	農地利用最適化推進委員
	14番	桑 原 和 英	農地利用最適化推進委員

本日の書記は次のとおり

局長兼農業振興係長 駒 水 孝 広
主幹兼農地係長 永 江 靖 博
農地係参事補 前 原 光 博

午後 9時30分 開会

議長 令和3年第1回農業委員会総会を本日招集しましたところ、出席委員14名で定足数に達しておりますので、ただいまから開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりですので、ご了承願います。

ここで、本総会の会議録署名委員を指名いたします。

14番桑原和英委員、2番原田克子委員をお願いいたします。

日程第1号会期についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本総会の会期は、本日1日限りとしてはと思いますが、御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって、本総会の会期は、本日1日限りと決定いたしました。

次に、日程第2号農用地利用集積計画の一部を取り消す同意についてを議題といたします。

議案内容について、事務局に説明をお願いいたします。

事務局 お配りした議案は今年度新しい年より合意解約については形式を変更してあります。

日程第2号議案第1号農用地利用集積計画の一部を取り消す同意について説明いたします。

大字、字、地番、地目、面積等につきましては議案書に記載のとおりです。

整理番号1号から69号の耕作者 ○○○○さん外27名、所有者 ○○○○さん外52名で、解約面積は、畑が106筆114,803㎡です。

なお整理番号1号から66号までは西白沢地区の農地中間管理事業への切替えに伴う合意解約です。

以上は農地法第18条第6項の規定により申し出がありましたので、審議をお願いいたします。

議長 ただいまの説明並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

(質疑なしと呼ぶものあり)

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第2号農用地利用集積計画の一部を取り消す同意について、整理番号1号から69号までについては、説明のとおり同意することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第1号は、同意することに決定いたしました。

次に、日程第3号農地法第3条許可申請についてを議題といたします。

まず、議案内容について、事務局に説明をお願いします。

議案内容について、事務局に説明をお願いいたします。

事務局 今月の農地法第3条の許可申請は2件で所有権の移転に関する申請です。

(整理番号1号)

整理番号1号の申請地は、桜山東町〇〇番、畑、141 m²、〇〇番、畑、972 m²、〇〇番、田、185 m²、〇〇番、田、345 m² 1、〇〇番、畑、2、703 m²、合計4、346 m²です。

譲渡人は、〇〇〇〇さん、無職、73歳、鹿児島市にお住まいです。

譲受人は、〇〇〇〇さん、公務員兼農業、60歳、桜山東町にお住まいです。

譲渡事由は、相手方の要望、譲受人の農地拡大ということでもあります。

整理番号1号については調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

整理番号1号の申請地については7~10ページに掲載してあります。

申請地は、山口公民館から〇〇mの範囲で南北に点在します。

整理番号1号においては、いずれも、機械、労働力、技術、地域との関係などをみても問題ないこと、農業委員会が定める別段の面積も超えることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

(整理番号2号)

整理番号2号の申請地は、別府東町〇〇番〇、畑、314 m²です。

譲渡人は、〇〇〇〇さん、無職、88歳、岩戸町にお住まいです。

譲受人は、〇〇〇〇さん、農業、73歳、別府西町にお住まいです。

譲渡事由は、相手方の要望、譲受人の農地拡大ということでもあります。

整理番号2号については調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

整理番号2号の申請地については12・13ページに掲載してあります。

申請地は、県道打木谷・白沢津線沿い俵石油から北東側約〇〇m及び俵積田集落墓地から東側〇〇mに位置し、俵積田畑かん18工区内にあります。

整理番号2号においては、いずれも、機械、労働力、技術、地域との関係などをみても問題ないこと、農業委員会が定める別段の面積も超えることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

以上、説明を終わります。

議長 次に、調査員から、現地調査の結果報告並びに補足説明をお願いします。

整理番号1号について、今給黎委員をお願いします。

5番(今給黎委員) 整理番号1号について報告いたします。

1月10日に譲渡人で譲受人の夫である〇〇〇〇さんの立ち会いのもと現地確認を行いました。

譲受人は山口集落に居住し公務員兼農業で、土日を利用して夫と農業に従事しております。

位置関係は事務局のとおりです。

申請地〇〇の西側は宅地、北側及び東側は道路、南側は通路であり、現在、梅園となっている。

申請地〇〇番の北側は宅地，東側及び南側は畑，西側は道であり，現在，耕うんされている。

申請地〇〇の南側は道，その他周囲は田であり，現在，水田である。

申請地〇〇の北側は道，その他周囲は田であり，現在，水田である。

申請地〇〇番の北側は道路，その他周囲は畑であり，現在，野菜畑となっています。

取得後は，水田及び甘しょ等の作付畑として利用する計画で，本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。

又，二人とも近く，夫は2月末，譲受人については3月末に退職ということで，農業に本格的に取り組んで行きたいということでした。

そうゆうことから，問題のない申請ではないかと思われます。

以上報告を終わります。

議長 次に，整理番号2号について，俵積田広昭委員お願いします。

8番（俵積田広昭委員） 整理番号2号について報告いたします。

1月8日に譲受人の立ち会いのもと現地確認を行いました。

譲受人は俵積田集落に居住する農家です。

甘しょ栽培を主として妻と二人で農業を営んでいます。

申請地は事務局の説明のとおりです。

別府東町〇〇番〇は別府東町の畑かん地区内です。

東側・西側は市道，北側・南側は甘しょ掘りあとの畑です。

経営規模拡大の為の申請です。

権利取得後も，これまで同様の営農を行う計画で，本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられ，問題のない申請ではないかと思われます。

以上報告を終わります。

議長 ただいまの説明並びに関係議題に対し，質疑・意見はありませんか。

（質疑なしと呼ぶものあり）

ないようですので，質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第3号農地法第3条許可申請の整理番号1号及び2号については，申請のとおり許可することに御異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶものあり）

御異議なしと認めます。

よって，議案第2号は，申請のとおり許可することに決定いたしました。

次に，日程第4号農地法第5条許可申請についてを議題といたします。まず，議案内容について，事務局に説明をお願いします。

事務局 今月の農地法第5条の許可申請は4件で，所有権の移転に関する申請が3件，地上権の設定が1件です。

〔整理番号 1 号〕

整理番号 1 号の申請地は妙見町〇〇番〇, 畑, 380 m²です。

譲受人は 〇〇〇〇さん, 会社役員です。

譲渡人は 〇〇〇〇さん, 無職です。

転用目的は一般住宅です。

申請事由は, 「現在借家住まいのため, 申請地に自宅を新築したい。」とのことです。

申請地は 16 ページに掲載してあります。

妙見センター敷地より東側約 80m に位置します。

農地の区分は 10ha 以上の集団性があるため, 第 1 種農地と判断されますが, 申請地周辺には住宅が点在しており, 申請地の 55m 以内に既存住宅が 3 戸以上存在するため不許可例外の集落接続施設に該当します。

代替地も検討しましたが, 適地が見つからずにやむを得ず申請地を住宅建築の候補地としており, 致し方のない申請ではないかと思われます。

転用目的は, 一般住宅で, 農地の区分と転用目的は問題ないものと考えます。

計画面積は 380 m²で問題のないものと思われます。

一般住宅への転用にあたり, 現況のまま, 整地をおこないます。

境界は既存のブロックや擁壁で囲まれています, 更に周囲にブロック積みを施します。

また, 隣接農地からは 1m 控え, 平屋建てです。

そのほか被害防除計画, 資金調達計画も適正であります。

〔整理番号 2 号〕

整理番号 2 号の申請地は板敷南町〇〇番, 畑, 1, 179 m²です。

譲受人は〇〇〇〇さん, 太陽光発電売電事業です。

譲渡人は〇〇〇〇さん, 無職, です。

転用目的は太陽光発電施設です。

申請事由は, 「発電のために必要な日照が確保できる申請地に太陽光発電設備を設置するため。」とのことです。

整理番号 2 号の申請地は, 18, 19 ページに掲載してあります。

鹿児島水産高校の北側約〇〇m に位置します。

農地法に基づく転用許可の検討事項について説明いたします。

農地の区分は JR さつま板敷駅より南側〇〇m に位置しており, 500m 以内農地に該当するため第 2 種農地と判断します。

転用目的は, 太陽光発電施設で, 農地の区分と転用目的は問題ないものと考えます。

計画面積は 1, 179 m²を太陽光パネル (216 枚) 49.5kw を設置する計画で問題のないものと思われます。

造成については現況のまま整地し, 境界に高さ 30 cm の畦畔と南側に調整池を設けます。

パネルの高さは約 1.0mで、パネル間は 1.2m空けて太陽光パネルを設置します。周囲には高さ 1.5m 程度のフェンスを設置し、隣地境界から約 2.7m 程度控えます。なお、経済産業省の発電設備認定通知書及び九州電力株式会社の工事負担金請求書の写しが提出されており、事業実施の確実性は確認されております。

そのほか被害防除計画、資金調達計画も適正であります。

〔整理番号 3 号〕

整理番号 3 号の申請地は園見本町〇〇番〇，畑，76 m²です。

譲受人は〇〇〇〇さん，鯉節製造業兼農業です。

譲渡人は〇〇〇〇さん無職です。

転用目的は通路，車置場，家庭菜園です。

申請事由は、「申請地を取得し，隣接する菜園に出入りする通路及び車置場を確保したい。併せて，一部を家庭菜園として利用するため。」とのことです。

計画内容は進入通路及び普通自動車 2 台分の車置場の設置と一部，家庭菜園としての利用です。

申請地は，21，22 ページに掲載してあります。

牧園集落研修館より東南側〇〇mに位置します。

農地の区分は都市計画用途指定地域から 500m 以内に位置する孤立した農地で「市街地近接農地」に該当し，第 2 種農地と判断します。

転用目的は，通路，車置場，家庭菜園で，農地の区分と転用目的は問題ないものと考えます。

計画面積は 76 m²で問題のないものと思われれます。

通路，車置場，家庭菜園への転用にあたり，現状のままで，整地のみです。

隣接する申請人の土地と，一体で利用します。

そのほか被害防除計画，資金調達計画も適正であります。

〔整理番号 4 号〕

整理番号 4 号の申請地は明和町〇〇番，畑，869 m²外 1 筆，合計 1, 069 m²です。

借人は〇〇〇〇さん，太陽光発電売電事業です。

貸人は〇〇〇〇さん，農業，です。

地上権の設定です。

申請地に，賃借による，建築物が所有できる権利です。

転用目的は太陽光発電施設です。

申請事由は、「申請地を借り受け，太陽光発電施設を建設するため。」とのことです。

申請地は，24，25 ページに掲載してあります。

亀沢公民館から北西側約〇〇mに位置しています。

農地の区分は都市計画用途地域内農地で，第一種低層住居専用地域の用途指定がされており第 3 種農地と判断します。

転用目的は太陽光発電施設で，農地の区分と転用目的は問題ないものと考えます。

計画面積も 1069 m²で太陽光パネル（324 枚）49.5kw を設置する計画で問題のないものと思われます。

パネル高は 1.2mとし、隣地境界から約 1.5m 程度離して太陽光パネルを設置します。

周囲には、既存の擁壁及びブロックがあり、更にネットフェンス及び 20 cmのブロックを設けます。

また、雨水については、西側及び南側の市道側溝へ放流しますが、排水方法については、管理者である本市建設課と事前協議済であります。

また、経済産業省の発電設備認定通知書及び九州電力株式会社の工事負担金請求書の写しが提出されており、事業実施の確実性は確認されております。

そのほか被害防除計画、資金調達計画も適正であります。

以上で議案の説明を終わります。

議長 次に、調査員から、現地調査の結果報告並びに補足説明をお願いします。

まず、整理番号1号2号の2件について、水野委員をお願いします

3番（水野委員） 1月18日に今給黎委員、有村推進委員、桑原推進委員、俵積田正康推進委員、事務局の前原さんと現地確認を行いました。

整理番号1号について報告いたします。

立会人は申請人の〇〇〇〇さんです。

転用目的は一般住宅です。

1号の申請地は、説明にありましたとおり、妙見町に位置する集団的な農地で、耕うん管理された農地です。

申請地の北側は市道、東側と南側は宅地、西側は畑と宅地です。

既存のブロックや擁壁で囲まれていましたが、更に周囲にブロック積みをおこない、周辺土地への土砂雨水の流出を防止します。

西側農地境界が斜面で高くなっており、土砂が流れ出す恐れがありましたので、ブロックを積むなどして、土留め対策をおこなうよう指導したところです。

雨水については北側 側溝へ放流により、処理する計画です。

生活排水は合併浄化槽で処理後北側市道側溝へ排水します。

建物は平屋であり、境界から控えて建築し、日照通風等支障を及ぼす恐れはありません。

適切な防除計画書及び事業計画書も添付されており、やむを得ない申請ではないかと思われます。

続きまして、整理番号2号について報告いたします。

立会人は申請人代理の〇〇〇〇行政書士です。

転用目的は太陽光発電施設です。

2号の申請地は、説明にありましたとおり、板敷南町に位置する2種農地で、現在、耕うんされた畑です。

申請地の北側は原野、西側と南側は畑、東側は市道です。

境界には小さな土手と南側に調整池を設け、周辺農地への土砂雨水の流出を防止します。

パネルの高さは約 1.0m程度で、パネル間は十分な間隔を確保する計画であり、日照通風等支障を及ぼしません。

又、東側の水路については、流出した土が入り込んでいたため、管理者と協議して、十分な排水対策をおこなうよう指導したところです。

雨水については、東側 側溝へ流す予定です。

また、北側境界の現況が、明確でなく、造成にあたって、支障を及ぼす恐れがあったため、隣接の所有者に事前に打ち合わせするよう指導したところです。

適切な防除計画書及び事業計画書も添付されており、やむを得ない申請ではないかと思われま

す。

以上、報告を終わります。

議長 次に、整理番号3号4号の2件について、今給黎委員をお願いします。

5番（今給黎委員） 整理番号3号について報告いたします。

1月18日に桑原推進委員、俵積田正康推進委員、事務局の前原さんと現地確認を行いました。

3号の転用目的は通路、車置場、家庭菜園です。

3号の申請地は、説明にありましたとおり、園見本町に位置する小集団の農地で、現在、菜園となっています。

申請地は、北側及び西側は道路、東側は申請人の菜園、南側は畑であります。

一体で利用される隣接の土地は、既存のブロックによる擁壁が設置されており、申請地と併せて、周辺土地への土砂雨水が流出する恐れはありません。

現在建物の建築もないため日照通風等支障を及ぼしません。

雨水については、自然流下及び地下浸透により処理します。

今回申請の隣接地であります西側の道路は現在荒廃しておりましたので、手入れをして通行に支障がないように指導したところです。

被害防除策も示されており、やむを得ない申請ではないかと思われま

す。

続いて、整理番号4号について報告いたします。

立会人は申請者である法人の社員である〇〇〇〇さんと〇〇〇〇行政書士です。転用目的は太陽光発電施設です。

4号の申請地は、説明にありましたとおり、明和町 亀沢公民館の近くで周辺は全部住宅地となっているところです。

申請地の北側及び東側は宅地、西側及び南側は市道で、周囲に農地はありません。

パネルは、境界より 1.5m 以上控えて設置する計画で、日照通風等支障を及ぼしません。

既存のブロックに、一部、積み増しを行い、更に、敷地内にネットフェンス及びブロックを設けて、周辺農地への土砂雨水の流出を防止します。

周辺は全て住宅地であり、パネルの反射など角度を考慮してあるので影響はないとの事でした。

心配されるのが、雨水が排水出来るかということですが、除草シートにつきましても水を通すものを使っており、問題ないという説明がありました。

万が一、排水口で処理出来ない場合は誠意を持って対応するという事でした。

以上で3号4号の説明をおわります。

議長 ただいまの報告並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

7番（眞茅委員）整理番号4号についてですが、面積が1,000㎡を超えますが、雨水対策として、調整池とか予定はしなかったのですか。

そのまま自然流水が出来るという事だったのでしょうか。

5番（今給黎委員）除草シートの実物を見せてもらったのですが、防水性も良い材質であり、またブロック塀のところに3ヶ所市道への排水口があり、それに対応できるのではないかということでした。

又、建設課とも協議をして対応するという事で、お願いをしたところです。

7番（眞茅委員）わかりました。

議長 ほかにありませんか。

（質疑なしと呼ぶものあり）

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第4号農地法第5条許可申請の整理番号1号から4号までの4件については、申請のとおり許可することに御異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶものあり）

御異議なしと認めます。

よって、議案第3号は、申請のとおり許可することに決定いたしました。

次に、日程第5号農用地利用集積計画の調整についてを議題といたします。

議案内容について事務局に説明をお願いします。

事務局 （利用権設定）

日程第5号議案第4号農用地利用集積計画の調整について説明いたします。

大字、字、地番、地目、面積等につきましては議案書に記載のとおりです。

整理番号1号から21-2号の利用権設定を受ける者 ○○○○さん外19名、
利用権設定をする者 ○○○○さん外52名で、設定面積は、畑が79筆77,097㎡、
田が3筆1,403㎡、樹園地が5筆5,507㎡です。

次に所有権移転です。

整理番号1号、譲渡人は板敷西町にお住いの○○○○さん、譲受人は瀬戸町の○○○○です。

経営規模拡大に伴う売買による所有権移転です。移転面積は、2,165㎡です。

以上の内容は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上です。

議長 ただいまの説明並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

（質疑なしと呼ぶものあり）

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第5号農用地利用集積計画の調整のうち、利用権設定の整理番号1号から21号の2まで、並びに所有権移転の整理番号1号については、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第4号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

なお、議案第4号の決定した案件につきましては、市長に農用地利用集積計画を定めるよう要請してまいります。

次に、日程第6号農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断についてを議題といたします。

議案内容について、事務局に説明を求めます。

事務局 日程第6号、議案第5号、農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断についてご説明申し上げます。

議案書の29ページをご覧ください。

利用状況調査及び荒廃農地調査により、遊休農地を確認し、現況が森林の様相を呈しているなど農地として再生利用が困難と見込まれる荒廃農地（B分類）については、農業委員会において非農地判断を行うこととされております。

議案でお示ししている農地については、本年度に実施された利用状況調査及び荒廃農地の発生・解消状況調査の結果、再生利用が困難と見込まれる荒廃農地（B分類）と仕分けされた農地について、農業委員会事務局職員による確認及び農政課との協議を踏まえ、非農地に相当するものとして整理した農地について掲載してあります。

表の整理番号1号から32ページの整理番号137号までの合計面積は106,501㎡であり、現況が森林または原野の様相となっているもの、または周囲の状況から見て、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれる荒廃農地となっています。

以上のことから、整理番号1号から整理番号137号までの農地を非農地と判断しようとするものです。

なお、今回の非農地判断後のB分類の荒廃農地は、市内全体で約1.7haとなっています。

以上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

(質疑なしと呼ぶものあり)

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第6号農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断についての整理番号1号から137号までについては、原案のとおり承認することに御異議あり

ませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第5号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、日程第7号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議についてを議題といたします。議案内容について事務局に説明をお願いします。

事務局 日程第7号議案第6号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について、ご説明申し上げます。

議案書の33ページをごらんください。

先日、全国農業会議所及び鹿児島県農業会議より「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議」の実施及び今後の対応についての依頼がありました。

依頼の趣旨は、農地転用手続きに係る不祥事が発生したことを踏まえ、すべての農業委員会で、公正・公平に職務を遂行し、法令等を遵守することはもとより綱紀の保持に一層努めるため、農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議を農業委員会の総会において実施すること、また、申し合わせ決議や注意喚起の内容を総会議事録に残すこととなっています。

このことから、本市農業委員会においても、農地制度の厳正な執行を徹底し、綱紀の保持に一層努めるため、法令遵守の申し合わせ決議を行おうとするものです。

決議内容につきましては、議案を朗読して説明にかえさせていただきます。

「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議」

私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、農業者の公的な代表機関である農業委員会組織の一員として、法令に則り適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現する責務を負っている。

特に、農地制度に基づく許認可に係る事務については、個人情報に接することも多く、公平・公正な運用はもちろんのこと、個人情報保護も徹底しなければならない。

私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、高い倫理観を持ち、法令遵守を徹底するため、下記事項についてここに申し合わせ、決議する。

1 農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令に則り適正に農地制度を運用すること。

特に、農業委員会法第31条の議事参与の制限、同第33条の議事録の公表を適切に実施して、農業委員会の議事の公正さを確保すること。

2 農業委員、農地利用最適化推進委員としての高い倫理観を維持し、法令遵守を徹底するための研修等を実施すること。

令和3年1月28日

枕崎市農業委員会

以上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

(質疑なしと呼ぶものあり)

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第7号「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議」については、原案のとおり決議することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第7号は、原案のとおり決議することに決定いたしました。

以上をもちまして、本総会の議事の全ての審議を終了しましたので、閉会いたします。

午前 10時00分 閉会

枕崎市農業委員会 会長 天達 範隆

会議録署名委員 桑原 和英

会議録署名委員 原田 克子